

## 議案第78号

### 羽生市体育館等の指定管理者の指定について

次のとおり羽生市体育館等の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 公の施設の名称

羽生市体育館、羽生中央公園、羽生北小学校体育館、新郷第一小学校体育館、新郷第二小学校体育館、須影小学校体育館、岩瀬小学校体育館、川俣小学校体育館、井泉小学校体育館、手子林小学校体育館、三田ヶ谷小学校体育館、村君小学校体育館、羽生南小学校体育館、西中学校体育館、南中学校体育館及び東中学校体育館

#### 2 指定管理者となる団体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目292番地1

毎日興業・スポーツフィールド共同事業体

代表団体 埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1

毎日興業株式会社

代表取締役 田部井 良

構成団体 埼玉県羽生市中央四丁目10番36号

株式会社スポーツフィールド

代表取締役 大石 真隆

#### 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明